住所　東京都新宿区富久町８番26―207号
尹秀浩　昭和49年６月７日生
住所　東京都北区西が丘２丁目５番36号
徐美穂　昭和53年１月15日生
住所　和歌山市太田382番地11
鄭和也　昭和47年８月19日生
住所　和歌山県紀の川市馬宿72番地
鄭文浩　昭和48年10月24日生
住所　福岡市城南区長尾５丁目16番25号
金慶一　昭和47年４月２日生
住所　埼玉県八潮市大字南川崎532番地１
高甲一　昭和56年１月24日生
住所　横浜市青葉区あざみ野２丁目28番地10
李昶豪　昭和49年７月８日生
住所　神奈川県藤沢市宮原1429番地１
グェン・コン・ホァン　昭和54年６月29日生

○文部科学省経済産業省告示第三号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十一年九月十四日

文部科学大臣　塩谷　立
経済産業大臣　二階　俊博

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則

電源立地地域対策交付金交付規則（平成十九年文部科学省経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項に次のただし書を加える。

ただし、当該対象原子力発電供用施設が廃止された場合であっても、当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第四号に規定する附帯使用済燃料貯蔵設備が現に存している場合にあっては、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に係る対象使用済燃料が貯蔵されている日が属する会計年度までを第一項第四号の算定の対象となる期間とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の電源立地地域対策交付金交付規則の規定は、平成二十一年度予算から適用する。

○厚生労働省告示第四百十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第五十三条第二号の規定により、次の登録性能検査機関に対し、性能検査の業務の一部の停止を命じたので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年九月十四日

厚生労働大臣　舛添　要一

一　名称　社団法人ボイラ・クレーン安全協会
二　住所　東京都江東区亀戸六丁目四十一番二十号
三　代表者の氏名　唐沢正義
四　性能検査の業務の一部の停止を命じた年月日　平成二十一年八月三十一日
五　停止を命じた性能検査の範囲及びその期間　次の表の上欄に掲げる事務所が行うクレーンに係る性能検査及び同表の下欄に掲げる期間

いわき事務所	平成二十一年九月一日から平成二十二年二月二十八日まで
茨城事務所	平成二十一年九月一日から同年十一月三十日まで
福岡事務所	平成二十一年九月一日から同年十月三十一日まで

○農林水産省告示第千三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町大成区貝取澗一九一・一九一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県熊野市甫母町字須野道五九八、六〇一、字神楽石六〇三の九二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町崎字小平谷一八八五の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小平谷一八八五の四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十四日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県亀山市関町新所字岩傳八四の四、八四の七、八四の八、八四の九、八四の一〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩傳八四の四・八四の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）